

飯塚市の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(令和5年1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率(人件費/歳出額)
令和4年度	125,753人	88,659,474千円	1,405,641千円	7,993,361千円	9.01%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

(千円)

区分	職員数(人)	給与費				1人当り給与費 (給与費計/職員数)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
令和4年度	825	2,945,072	518,321	1,115,877	4,579,270	5,550

③ 1：職員手当には退職手当を含みません。2：職員数は令和4年4月1日現在の人数です。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額

(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額
飯塚市	42歳0月	319,458円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額
飯塚市	56歳0月	323,952円

③ 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

(2) 職員の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区分		飯塚市初任給
一般行政職	大学卒	185,200円
	高校卒	158,900円
技能労務職		151,900円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	277,832円	329,100円	364,736円
	高校卒	248,420円	287,809円	333,062円
技能労務職	高校卒	-	-	-円

③ 経験年数は国家公務員と同じ「経験年数換算表」で算定したもので、単なる在職年数ではありません。

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	標準的な組織上の職名	職員数	構成比	前年の構成比
1級	主事補	75	11.4%	8.7%
2級	主事	47	7.2%	7.7%
3級	主任	160	24.4%	23.9%
4級	係長 主査 困難な業務を処理する主任	249	37.9%	40.5%
5級	課長補佐	53	8.1%	8.0%
6級	課長	58	8.8%	9.0%
7級	部長 部次長	15	2.3%	2.2%

③ 飯塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (令和5年4月1日現在)

飯塚市 (国も同割合)	
期末手当 2.4月分 (1.35) 月分	勤勉手当 2.0月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15% ・管理職計算なし	

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

飯塚市 (国も同月分)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月
勤続25年	28.0395月分	33.27075月
勤続35年	39.7575月分	47.709月
最高限度額	47.709月分	47.709月

③ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(3) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱作業	1件当り 700円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱作業	1件当り 2,000円
汚物処理手当	じん芥、し尿処理等	月当り 3,000円
生活保護法の現業事務手当	生活保護法の規定による指導、調査	月当り 3,500円
火葬作業手当	死体等の火葬作業	月当り 3,800円
教員特殊勤務手当	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	1号ア 日額 8,000円 1号イ・ウ 日額 7,500円
	2号 修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの	2号・3号 日額 5,100円
	3号 対外運動競技等の引率・指導業務で、週休日もしくは宿泊を伴うもの	4号 日額 2,700円
	4号 部活動の指導業務	
防疫等作業手当 (※1)	1号 宿泊施設において新型コロナウイルス感染症の軽症患者等の身体に直接接触して又はこれらの者に接して行う作業	1号 日額 4,000円
	2号 宿泊施設において新型コロナウイルス感染症の軽症患者等が使用した物件の処理、軽症患者等に対する生活支援、関係機関との連絡調整	2号 日額 3,000円
	3号 新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の移送作業	3号 日額 2,000円
	4号 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着の疑いのある物件の処理及び消毒作業	4号 日額 1,500円

※1 防疫等作業手当については、令和5年7月18日廃止

(4) その他の手当 (令和5年4月1日)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	配偶者 6,500円
	子 10,000円
	配偶者のない職員の扶養親族1人 6,500円
	その他の扶養親族 6,500円
	16歳から22歳までの子1人 5,000円 加算
通勤手当	交通機関利用者支給限度額 (1ヶ月当り) 55,000円
	交通用具使用者支給限度額 31,600円
住居手当	借家 支給限度額 28,000円
管理職手当	部長級 75,200円
	部次長級 70,500円
	課長級 58,500円
	課長補佐級 48,000円

5. 特別職の報酬等の状況 (給料月額等)

区分		令和5年4月1日現在	区分		令和5年4月1日現在
給料	市長	982,000円	期末手当	市長	6月期 1.40月
	副市長	800,000円		副市長	12月期 1.55月
	教育長	701,000円		教育長	
	企業管理者	690,000円		企業管理者	計 2.95月
報酬	議長	576,000円	議長	6月期 1.40月	
	副議長	496,000円	副議長	12月期 1.55月	
	議員	460,000円	議員	計 2.95月	

6. 職員数の状況

(1) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

(単位:人)

	20歳未満	20~23	24~27	28~31	32~35	36~39	40~43	44~47	48~51	52~55	56~59	60歳以上	計
令和4年度	1 (1)	19 (10)	72 (38)	79 (42)	102 (48)	74 (33)	45 (19)	76 (29)	170 (79)	127 (40)	75 (20)	32 (6)	872 (365)
令和5年度	4 (4)	28 (14)	72 (36)	81 (46)	99 (46)	92 (44)	39 (19)	67 (22)	160 (76)	126 (45)	94 (24)	31 (6)	893 (382)

① 1:年齢は各年度末での到達年齢です。

2: () 内は女性数で内数です。

(2) 部門別職員数の状況

		職員数(人)		
		令和4年度 (令和4年4月1日現在)	令和5年度 (令和5年4月1日現在)	対前年 増減数
一般行政部門	議 会	7 (1)	8 (2)	+1 (+1)
	総務・企画	199 (75)	210 (87)	+11 (+12)
	税 務	38 (18)	39 (18)	+1 (0)
	労 働	2 (1)	2 (1)	0 (0)
	農 水	35 (4)	37 (4)	+2 (0)
	商 工	21 (4)	24 (4)	+3 (0)
	土 木	94 (12)	93 (12)	△1 (0)
	民 生	215 (148)	222 (154)	+7 (+6)
	環境・衛生	78 (22)	80 (22)	+2 (0)
	小 計	689 (285)	715 (304)	+26 (+19)
特別行政部門	教 育	73 (35)	73 (36)	0 (+1)
	消 防	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 計	73 (35)	73 (36)	0 (+1)
公営企業等会計部門	病 院	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	水 道	26 (4)	25 (4)	△1 (0)
	下 水 道	17 (3)	16 (3)	△1 (0)
	交 通	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	66 (37)	63 (34)	△3 (△3)
	小 計	110 (45)	105 (42)	△5 (△3)
合 計		872 (365)	893 (382)	+21 (+17)

⑥1：職員数は一般職に属する職員数です。2：()内は女性数で内数です。

7. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (令和4年度)

(単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績の不良	0	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	21	0	21	0
適格性の欠如	0	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数 (令和4年度)

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告
法令違反	0	0	0	1	1	0
職務上の義務違反 又は職務怠慢	0	0	0	0	0	0
非行行為	0	0	1	0	1	0

8. 職員の服務上の義務

(1) 職員の職務上の義務 (令和4年度)

区分	内容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない	0
政治的行為の制限	職員は政治活動をしてはならない	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない	0
営利事業等の従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	0

9. 公平委員会からの勧告に基づく勤務条件等の是正措置 (令和4年度)

区 分	件 数	内 容
勤務条件	0	—
不利益処分	0	—

10. 退職者の再就職先状況

令和3年度退職者 (令和5年4月1日現在)

退職時の職位	退職者数	再就職者数	内訳		
			外郭団体	その他団体等	再任用等
部長級	5	5	0	1	4
部次長級	0	0	0	0	0
課長級	2	2	0	1	1
計	7	7	0	2	5

令和4年度退職者 (令和5年4月1日現在)

退職時の職位	退職者数	再就職者数	内訳		
			外郭団体	その他団体等	再任用等
部長級	4	4	0	0	4
部次長級	0	0	0	0	0
課長級	5	4	0	1	3
計	9	8	0	1	7

⑥ 令和3年度退職者数は、令和4年3月31日時点での実績です。